

大阪府内（大阪市を除く）の飲食店等を対象とする「第4期大阪府営業時間短縮協力金」  
（4/1～4/24）に関して FAQ

令和3年  
7月2日時点

■営業時間短縮（大阪府内（大阪市を除く）における要請

	質問内容	回答内容	掲載日
1	営業時間短縮の要請の詳細を教えてください。	要請内容に関する詳細は、大阪府の緊急事態措置コールセンター（06-7178-1398）へお問い合わせください。	5/19
2	自分の店舗が営業時間短縮の要請の対象施設かどうか教えてください。	個別の店舗について営業時間短縮の要請の対象施設に該当するかにつきましては、大阪府の緊急事態措置コールセンター（06-7178-1398）へお問い合わせください。	5/19
3	営業時間短縮の要請期間はいつからいつまでですか。	令和3年4月1日（木曜日）午前0時から令和3年4月24日（土曜日）24時までです。	5/19

■第4期協力金（大阪府内（大阪市を除く））の要件等について

	質問内容	回答内容	掲載日
1	対象区域を教えてください。	大阪府内（大阪市を除く）全域です。	5/19
2	対象施設を教えてください。	対象区域内の飲食店・遊興施設のうち、食品衛生法上の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗です。 ※飲食提供を行っている店舗が対象です。 ※宅配・テイクアウトサービスは除きます。	5/19
3	NPO法人等のその他の法人は協力金の対象になりますか。	一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、NPO法人等も対象となります。	5/19
4	大阪府内（大阪市を除く）に対象施設を2店舗（複数店舗）有している場合は、店舗ごとに支給されますか。	店舗単位で対象（2店舗分支給対象）になります。支給する店舗数に上限はありません。	5/19
5	大阪市内や府外に本社がある場合でも、大阪府内（大阪市を除く）に店舗があれば協力金の対象になりますか。	大阪府内（大阪市を除く）に店舗があって、要件を満たしている場合は対象になります。	5/19
6	営業時間の短縮について教えてください。	通常より午後9時から翌午前5時までの夜間時間帯に営業を行っていた店舗が、対象期間中、午前5時から午後9時までの間に営業時間を短縮する（休業も含む）とともに、酒類の提供は午後8時半（4月5日以降は午前11時から午後8時半）までとすることが必要です。	5/19
7	営業時間短縮の要請対象の店舗が、要請期間中ずっと休業した場合は、協力金の対象になりますか。	休業した場合も協力金の対象になります。ただし、協力金の支給申請日または当該店舗の営業再開日のいずれか早い日までに「感染防止対策宣言ステッカー」を導入いただく必要があります。	5/19
8	第1期（令和3年1月14日から2月7日まで）、第2期（令和3年2月8日から2月28日まで）の営業時間短縮の要請は遵守していませんでした。今回（令和3年4月1日から4月24日）の要請を遵守した場合、協力金を申請できますか。	令和3年4月1日から4月24日の要請期間のみ要請にご協力いただいた場合であっても、要件を満たしていれば、今回の協力金の対象になります。	5/19
9	営業時間短縮の要請対象の店舗で、午後9時以降にデリバリーあるいはテイクアウトの提供を行った場合は、協力金の対象になりますか。	店内飲食の営業を午後9時で終了し、それ以降にデリバリーあるいはテイクアウトの提供に切り替えていても営業時間短縮の要請に応じていただいたこととなりますので、協力金の対象になります。	5/19
10	要請期間中に閉店してしまった場合でも協力金の対象になりますか。	対象となります。その場合、令和3年4月1日から閉店日までの期間、営業実態があり営業時間短縮の要請に従っていることが要件となります。なお、ステッカーの導入を閉店日までに行なったことが必要です。	5/19
11	要請期間中に開店した場合でも、協力金の対象になりますか。	対象となります。ただし、令和3年4月2日から4月24日までの間に開店した場合は、開店日から令和3年8月7日までの全ての期間に店舗の営業実態があり、かつ当該期間において一定期間飲食店営業に係る売上があることが要件となります。また、営業実態の確認のために電話による確認のほか現地調査を行うことがあります。なお、申請時に店舗としての実績を証明する書類が揃っていない場合は、提出いただいた後に支給決定を行います。	5/19
12	1つの店舗を複数人で共同経営している場合、支給要件を満たせば共同経営者それぞれに協力金は支給されますか。	本協力金は1つの店舗に対して1事業者のみ支給されます。申請者と営業許可証の名義は一致していることが原則です。申請者と許可証の名義が異なっている場合には、申請者と名義人連名での「飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証に係る申立書」を作成し、提出してください。	5/19
13	業務委託契約により受託者が店舗を運営している場合はどちらが協力金の支給対象となりますか。	本協力金は1つの店舗に対して1事業者のみ支給されます。申請者と営業許可証の名義は一致していることが原則です。申請者と許可証の名義が異なっている場合には、申請者と名義人連名での「飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証に係る申立書」を作成し、提出してください。	5/19
14	申請後、申請者（個人事業主）が死亡した場合はどうなりますか。	協力金の支給対象者は申請者の相続人となります。この場合通常の手続きとは異なりますので、府HP（ <a href="https://www.pref.osaka.lg.jp/keieishien/kyouryokukin_portal/souzokuninsikyuu.html">https://www.pref.osaka.lg.jp/keieishien/kyouryokukin_portal/souzokuninsikyuu.html</a> ）をご確認いただくか、大阪府時短・大規模施設等協力金コールセンター（06-7166-9987）までお問い合わせください。	7/2

■第4期協力金（大阪府内（大阪市を除く））の対象店舗

	質問内容	回答内容	掲載日
1	協力金の対象外である宅配・テイクアウトサービスはどのようなものですか。	以下のものとなります。 ・惣菜、弁当などの持ち帰り専門の店舗 ・ケータリングなどのデリバリー専門の店舗 ・スーパーやコンビニ等の店内イートインスペース（フードコートを除く） ・自動販売機（自動販売機内で調理を行うホットスナックなど）コーナー ・飲食スペースを有さないキッチンカーや露店	5/19
2	インターネットカフェ、マンガ喫茶は協力金の対象店舗ですか。	宿泊を目的とする利用が相当程度見込まれる施設でもあることから、特措法に基づく要請の対象外です。よって、協力金の対象外になります。	5/19
3	ライブハウスは協力金の対象店舗ですか。	ライブハウスは飲食店ではないので原則営業時間短縮の要請の対象外です。ただし、食品衛生法の飲食店営業の許可又は喫茶店営業の許可を受け、飲食の提供を行ってれば特措法に基づく営業時間短縮要請の対象ですので、協力金の対象になります。	5/19
4	飲食店営業許可を受けておらず、酒類販売のみの立ち飲み屋も営業している酒屋は協力金の対象店舗ですか。	食品衛生法の飲食店営業の許可を受け、飲食の提供を行う飲食店ではないため、特措法に基づく要請の対象外です。よって、協力金の対象外です。	5/19

■第4期協力金（大阪府内（大阪市を除く））の支給額について

	質問内容	回答内容	掲載日
1	定休日にも協力金は支給されますか。	定休日にも支給対象となります。	5/19

■営業時間の短縮について

	質問内容	回答内容	掲載日
1	通常の営業時間がもともと午後9時までの飲食店が休業した場合には、協力金の支給対象になりますか。または酒類の提供だけを午後8時半までに短縮した場合も協力金の対象になりますか。	通常の営業時間が午前5時から午後9時までの時間内に収まっている店舗については、協力金の支給対象にはなりません。もともと午後9時以降の時間帯に営業を行っていた店舗が、午前5時から午後9時までの間に営業時間を短縮すること（休業を含む）が要件となります。	5/19
2	食べ物の提供を午後9時までとし午後9時30分まで営業していた場合、協力金の対象になりますか。	午後9時までに営業を終了していただく必要がありますので、協力金の対象にはなりません。	5/19
3	酒類のラストオーダーを午後8時半までとした場合、協力金の対象になりますか。	ラストオーダーではなく、実際の酒類の提供を午後8時半までに終えていただく必要がありますので、協力金の対象になりません。（酒類をお客様に提供する時間が午後8時半までである必要があります。）なお、午後8時半までに提供した酒類を、その後お客様が飲食しているのは問題ありませんが、午後9時には営業を終了していただく必要があります。	5/19
4	通常、午後9時から午前4時までの営業ですが、①休業した場合、もしくは②午後4時から午後9時に変更した場合、それぞれ対象になりますか。また、①と②を混合した場合は対象になりますか。	①、②、混合のいずれの場合も協力金の対象です。	5/19

■感染拡大予防ガイドラインの遵守、感染防止宣言ステッカーの導入について

	質問内容	回答内容	掲載日
1	感染拡大予防ガイドライン（業種別ガイドライン）はどこで確認できますか。	府HP「感染拡大防止に向けた取組み（府民の皆様へのお願い、イベントの開催、施設について等）」 ( <a href="https://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku/corona-kinkyuzitai/index.html">https://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku/corona-kinkyuzitai/index.html</a> ) から業種別ガイドラインのリンク（掲載元：内閣官房ホームページ）で確認できます。	5/19
2	「感染防止宣言ステッカー」を導入していないと、協力金は支給されませんか。また、「感染防止宣言ステッカー」はどこで入手できますか。	協力金の対象要件として、ガイドラインを遵守のうえ、「感染防止宣言ステッカー」を導入していただくことが必要です。 府HP「感染防止宣言ステッカーについて」 ( <a href="https://www.pref.osaka.lg.jp/shobobosai/sengensticker/index.html">https://www.pref.osaka.lg.jp/shobobosai/sengensticker/index.html</a> ) から施設情報を登録いただいたうえで入手できます。 またパソコンやスマートフォン等、インターネット環境をお持ちでない方に対して、大阪府で代行登録（平日10時から17時）を行っています。 詳細については、感染防止宣言ステッカーコールセンター（06-7178-1398）にお問い合わせください。	5/19
3	4月1日から4月24日までずっと休業していた場合でも、4月1日に「感染防止宣言ステッカー」を導入する必要がありますか。	4月1日から4月24日まで全ての期間休業していた場合は、協力金の支給申請日、または4月25日以降の店舗の最初の営業日のいずれか早い日までにステッカーを導入していただく必要があります。 例）6月1日に営業を再開し、5月21日に申請する場合は、5月21日までに導入 6月1日に営業を再開し、6月30日に申請する場合は、6月1日までに導入	5/19
4	4月1日から営業時間短縮の要請を遵守し、「感染防止宣言ステッカー」を登録しましたが、掲示を忘れていた場合、協力金の対象になりますか。	ステッカーの導入とは、登録だけではなく、店舗に掲示していただくことが必要です。4月24日（全て休業していた場合の期限はNo.3参照）までに登録及び掲示をしていない場合、営業時間短縮の要請を遵守していても協力金の対象になりません。	5/19

■提出書類（全般）について

	質問内容	回答内容	掲載日
1	第1期～第2期で提出した書類は省略できますか。	「申請者（法人の場合は代表者）の本人確認書類の写し」「申請者（法人の場合は法人名義）の振込先確認書類」「店舗名（屋号）がわかる店舗の外観写真」「大阪府『感染防止宣言ステッカー』を店舗に掲示している写真」「事業所得のわかる確定申告書の写し等」が省略可能です。 募集要項P9をご覧ください。	5/19

■提出書類（飲食店営業許可証・喫茶店営業許可証）について

	質問内容	回答内容	掲載日
1	飲食店営業許可証等を紛失した場合はどうしたらいいですか。	再発行していただき、提出してください。 なお、「食品衛生法に基づく営業許可を受けていること」の証明書を受けている場合は、当該証明書を添付してください。（許可満了年月日の期限が経過していないものに限り） 但し、飲食店営業許可等を申請している申請書や申請証明証は受付できません。	5/19
2	申請者と飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証の名義が違います。申請できますか。	申請者と飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証の名義は一致が原則です。何らかの事情で申請者と許可者の名義が異なる場合は、両者連名（自署）の「飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証に係る申立書」を作成し、提出してください。ただし、申立書を提出していただいても、追加で資料の提出を求める場合や不支給となる場合もありますのでご了承ください。	5/19
3	開業時に取得した飲食店営業許可が失効していることに気づき、新規で許可を取得しなおしました。この場合は協力金の支給対象になりますか。	本協力金の申請にあたっては、飲食店の営業許可証又は喫茶店の営業許可証の提出が必須です。有効期間が令和3年4月1日から（4月2日以降に開店した場合は、開店日から）4月24日まで（4月23日まで）に閉店した場合は閉店日まで）の全ての期間を含むものを提出していただく必要があります。 4月1日以降に新規で許可が得られ、営業実態があると認められる場合は、その時点から本協力金の支給対象とみなします。なお、この場合は紙申請となりますので、必要書類を揃えてレターパックライトで大阪府営業時間短縮協力金事務局（第4期・大阪府内（大阪市を除く））あて（宛先欄に「開店」と記載）に申請してください。	5/19
4	営業の種類が、「飲食店営業」または「喫茶店営業」以外となっている許可証は提出できますか。	受付できません。飲食店の営業許可証又は喫茶店の営業許可証の提出が必須です。	5/19

■提出書類（写真）について

	質問内容	回答内容	掲載日
1	外観写真を撮影するにあたり、留意する点がありますか。	店舗名（屋号）がわかる店舗の外観の写真（店舗の実態が確認できるもの）となります。原則1枚の提出で構いませんが、不安な場合は、店舗名がはっきり見える写真1枚と店舗全体が写っている写真1枚、計2枚をご提出ください。 なお、大阪府営業時間短縮協力金（第1～2期）を申請している方は省略可能です。 ※募集要項P11をご覧ください。	5/19
2	内観写真を撮影するにあたり、留意する点がありますか。	店内の設備（机、椅子、メニュー表、調味料や酒類等消耗品）等を整えていることが分かる写真を撮影してください。 これら飲食スペースが確認できないものは無効となります。 なお、大阪府営業時間短縮協力金（第1～2期）を申請している方は省略可能です。	5/19
3	大阪府「感染防止宣言ステッカー」を店舗に掲示している写真を撮影するにあたり、留意する点がありますか。	ステッカー番号が分かり、かつ店舗に掲示していることが分かる写真を撮影してください。原則1枚の提出で構いませんが、不安な場合は、ステッカー番号が確認できる写真1枚と店舗への掲示の状態が分かる写真1枚、計2枚をご提出ください。 なお、大阪府営業時間短縮協力金（第1～2期）を申請している方は省略可能です。 ※募集要項P11をご覧ください。	5/19

■提出書類（事業所得が分かる確定申告書類等）について

	質問内容	回答内容	掲載日
1	確定申告を行っていますが、控えを紛失してしまって提出できない場合は、どうしたらいいですか。	税務署で申告書等の閲覧サービスを利用し撮影した写真、または事業所得の分かる最新年度の課税証明書又は納税証明書（その2）を提出してください。 （閲覧サービスについては、 <a href="https://www.nta.go.jp/law/jimu-unei/sonota/050301/pdf/01.pdf">https://www.nta.go.jp/law/jimu-unei/sonota/050301/pdf/01.pdf</a> を参照いただき、税務署でお手続きをしてください。）  募集要項P11、P12をご覧ください。	5/19
2	個人事業主で事業所得が38万円以下で、税務署から確定申告は必要ないと言われていました。どうしたらいいですか。	以下の書類の提出をお願いします。また、その場合、本協力金の支給額は一律の4万円となります。 ①税務署から確定申告は必要ないと言われていた旨の理由書 ②(a)(b)のいずれかの書類 (a)店舗所在地が記載されている3ヵ月以内の光熱水費の検針票、請求書、領収書のいずれかの写し (b)賃貸借契約書（転賃借契約書や業務委託契約書など）の写し又は発行3ヵ月以内の不動産登記簿謄本（建物）	5/19
3	個人事業主で令和3年1月1日以降に開業、または法人において最初の事業年度を迎えていない場合はどうしたらよいのでしょうか。	個人事業主は、開業届の控えの提出をお願いします。法人は、法人設立設置届出書の控え又は発行3ヵ月以内の履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）の提出をお願いします。	5/19
4	開業届の控えは必ず提出する必要がありますか。	令和3年1月1日以降に開業した場合のみ提出してください。令和2年12月31日以前の開業については、確定申告書類の写しを提出してください。	5/19
5	開業届の控えを紛失等の理由で用意できない場合、他の書類で代用することは可能ですか。	営業実態を確認するために必要な書類です。所管の税務署にご相談ください。	5/19

■提出書類（営業実態の確認）について

	質問内容	回答内容	掲載日
1	店舗所在地が記載されている3ヵ月以内の光熱水費の検針票、請求書、領収書が無い場合、代わりとなる書類はありますか。	申請店舗の固定電話の請求書の写し（令和3年4月が使用期間のもの）、店舗名・所在地が記載されている、おしぼり・食料の納品書及び請求書（概ね3ヵ月以内）、申請店舗に係る直近の家賃の請求書又は領収書写し等を提出してください。	5/19
2	申請者と光熱水費の契約者が異なる場合どうしたらいいですか。	申請者・契約者両者連名（自署）の名義が異なる理由を記載した理由書を提出してください。ただし、理由書を提出していただいても、追加で資料の提出を求める場合や不支給となる場合もありますのでご了承ください。	5/19
3	賃貸借契約書の写しが必要な場合、すべての部分が必要ですか。	下記の内容がわかる部分をすべて提出してください。 ①貸主・借主 ②休業期間に対応する契約期間（自動更新の場合はその条項） ③対象物件（専有面積・建物の名称・所在地） ④契約者の住所、署名捺印（又は記名押印）が確認できる部分	5/19

■提出書類（その他）について

	質問内容	回答内容	掲載日
1	本人確認書類の写しが提出書類になっていますが、法人で申請する場合も、本人確認書類は必要ですか。	法人の場合は、代表者の本人確認書類の写しを提出してください。	5/19

■申請手続き（オンライン・郵送共通）について

	質問内容	回答内容	掲載日
1	申請手続きを教えてください。	「第4期大阪府営業時間短縮協力金（大阪府内（大阪市を除く）対象）募集要項」を令和3年5月19日に大阪府HP（ <a href="https://www.pref.osaka.lg.jp/keieishien/eigyozukantansyuku4/index.html">https://www.pref.osaka.lg.jp/keieishien/eigyozukantansyuku4/index.html</a> ）で公表しています。まずは募集要項をご覧くださいませようお願いします。	5/19
2	申請期間を教えてください。	申請期間は、令和3年5月20日（木曜日）から7月7日（水曜日）までです。郵送の場合は、当日消印まで有効です。（令和3年5月19日以前又は7月8日以降の消印分は申請期間外のため受けとることができません。）オンラインの場合は、7月7日（水曜日）午後1時59分までに申請完了（申請データの送信を完了）してください。	5/19
3	申請方法を教えてください。	原則、オンライン申請となります。郵送による申請も可能ですが、速やかな審査のためオンライン申請にご協力をお願いします。	5/19
4	申請は店舗ごとですか、事業者単位ですか。	申請は店舗単位となります。	5/19
5	令和3年4月10日に閉店しました。オンラインで申請できますか。また、申請書類についても教えてください。	郵送で申請してください。令和3年4月1日から4月23日までの間に閉店した場合は、オンライン申請ができません。申請書類については、閉店の場合には、その確認のために、閉店日を確認できる写真等も必要です。詳しくは、募集要項P9、P13～14をご確認ください。	5/19
6	令和3年4月15日に新規開店しました。オンラインで申請できますか。また、申請書類についても教えてください。	郵送で申請してください。令和3年4月2日から4月24日までに開店した場合は、オンライン申請ができません。申請書類については、開店の場合には、その確認のために、開店日を確認できる写真や店舗の内観写真、店舗としての実績を証する書類（店舗の運営権を確認する書類、開店準備を確認する書類、開店日から1か月の営業実態を証する書類、通常の営業時間がわかる資料）も必要です。詳しくは、募集要項P9、P13～14をご確認ください。	5/19
7	申請後に、追加資料を要求されることはありますか。	追加資料の提出を依頼することがあります。審査において、営業実態などの支給要件を確認する必要がある場合には、事務局から追加書類の提出についてご連絡させていただきます。なお、要件を満たしていることが確認できない場合は支給対象とはなりません。	5/19

■申請手続き（オンライン）について

	質問内容	回答内容	掲載日
1	大阪府営業時間短縮協力金のオンライン申請の利用方法を教えてください。	大阪府行政オンラインシステムについて、お問い合わせの多い質問をまとめている「よくあるご質問」があります。参照いただきお手続きをしてください。（ <a href="https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/portal/faq">https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/portal/faq</a> ）	5/19

■申請手続き（郵送）について

	質問内容	回答内容	掲載日
1	郵送申請の流れを教えてください。	郵送申請の場合は、申請に必要な書類を全て揃えて、他の店舗の申請書類と混同しないよう店舗単位に分けてクリアファイルなどに入れ、レターパックライトに同封のうえ、郵送してください。	5/19
2	募集要項はどこで入手できますか。	大阪府HP（ <a href="https://www.pref.osaka.lg.jp/keieishien/eigyozukantansyuku4/index.html">https://www.pref.osaka.lg.jp/keieishien/eigyozukantansyuku4/index.html</a> ）からダウンロードください。また、大阪府内（大阪市内を除く）の各市役所、各町村役場等で配架しております。	5/19
3	既に大阪府営業時間短縮協力金（第1期～2期）を郵送で申請している場合、申込番号はどうすれば調べることができますか。	大阪府営業時間短縮協力金コールセンター（06-6210-9525）までお問い合わせください。	5/19
4	申請が完了したことは、何をもって確認することができますか。	郵送申請の場合は、申請者が確認することはできません。レターパックライトの追跡番号から到着した日時をご確認ください。	5/19
5	審査状況を確認することはできますか。	大阪府営業時間短縮協力金コールセンター（第4期協力金CC）（06-7166-9987）までお問い合わせください。	5/19
6	申請内容に不備がある場合は、どうなりますか。	申請書にメールアドレスを記載いただいた場合、こちらに申請内容に不備がある旨のメールを送信します。（不備内容の通知はメールで行いますので、必ずメールの確認をお願いします。）お送りしたメールに記載のURLにアクセスしていただき、不備理由等をご確認の上、必要となる修正や不足資料を添付し、再申請してください。修正が必要な内容にご不明な点等がある場合や再申請フォームによる提出が困難な場合は、大阪府営業時間短縮協力金コールセンター（第4期協力金CC）（06-7166-9987）までお問い合わせください。申請書にメールアドレスの記載がない場合、原則、全ての書類をレターパックライトのご依頼主欄に記載の住所に返却します。返却後、必要な修正や不足している書類の追加を行った上で、全ての書類を再度、レターパックライトで郵送してください。	5/19
7	支給決定時には連絡がありますか。	郵送申請の場合で審査が完了した場合、連絡は行いません。ご指定の口座への入金をもって代えさせていただきます。	5/19

■協力金の支給について

	質問内容	回答内容	掲載日
1	審査の結果（支給・不支給）はどのように通知されるのですか。	審査の結果、協力金を支給する決定をした時は、登録いただいた金融機関口座への振り込みをもって支給決定の通知とします。協力金の不支給を決定をした時は、オンライン申請の方にはシステムにより通知します。郵送申請の方にはレターパックライトのご依頼主欄に記載の住所に不支給に関する通知を郵送します。	5/19
2	登録した金融機関口座には何という名義で振り込まれますか。	「府 時短協力金申請事務局（フ ジタンキヨウリヨクキンシンセイジムキョク）」です。審査を終えた店舗ごとに、申請者の金融機関口座に振り込みます。	5/19

■協力金（その他）について

	質問内容	回答内容	掲載日
1	協力金は課税対象ですか。	協力金は、所得税又は法人税の計算上、収入に計上していただく必要があります。協力金を受給された場合、確定申告の申告漏れをすることがないようにご注意ください。ただし、必ずしも納税額が生じるものではありません。確定申告に関することについては、国税庁のホームページをご参照ください。 <a href="https://www.nta.go.jp/index.htm">https://www.nta.go.jp/index.htm</a> または、最寄りの税務署にお問い合わせください。	5/19
2	協力金を申請した場合、申請店舗名称（店舗名又は屋号）・所在地（行政区名まで）は公表されますか。	公表を予定しております。	5/19